○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び総務大臣が定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣を定める件（デジタル庁・総務省告示三〇）　二六
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（同三一）　二六九
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一〇九八一一一〇）　二七〇
○肥料の登録の有効期間を更新した件（同一一一一）　二七三
○肥料の名称の変更に係る届出があった件（同一一一二）　二七六
○肥料の登録が失効した件（同一一一三）　二七六
○種苗法第二条第七項及び種苗法施行規則第五条第二項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する件（同一一一四）　二七七
○農地法第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する市町村を告示する件の一部を改正する件（同一一一五）　二七八

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（令和七年度令和八年五月分）（令和八年五月分）（財務省）　二七九

本号で公布された法令のあらまし

◇日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（法律第七十三号）（総務省）

1　投票環境整備のための公職選挙法改正並びの改正

⑴　開票立会人の選任に係る規定の整備（第七十六条関係）

イ　政党等は、開票立会人を、開票区の投票人名簿に登録された者に限らず、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の投票人名簿に登録された者の中から届け出ることができるものとする。

ロ　都道府県の選挙管理委員会が市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設ける場合において、当該開票区を国民投票の期日前二日から国民投票の期日の前日までの間に設けたときは市町村の選挙管理委員会において、当該開票区を国民投票の期日以後に設けたときは開票管理者において、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の投票人名簿に登録された者の中から三人以上十人以下の開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならないものとする。

⑵　投票立会人の選任要件の緩和（第四十九条関係）

市町村の選挙管理委員会は、投票立会人を、投票区の投票人名簿に登録された者に限らず、国民投票の投票権を有する者の中から選任することができるものとする。

⑶　ＦＭ放送の放送設備による憲法改正案の広報のための放送の追加（第百六条第一項関係）

現行のＡＭ放送（中波放送）の放送設備に加えて、ＦＭ放送（超短波放送）の放送設備によっても憲法改正案の広報のための放送をすることができるものとする。

2　施行期日等

⑴　施行期日（附則第一条関係）

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

⑵　その他

その他所要の規定を整備する。

◇建築士法の一部を改正する法律（法律第七十四号）（国土交通省）

1　建築士等の資格要件に関する改正

⑴　一級建築士の資格要件の緩和

イ　二級建築士が一級建築士免許を受けるための実務経験期間の見直し

二級建築士が一級建築士の免許を受けるために必要となる二級建築士としての実務の経験の期間について、次の㈠又は㈡の者であることを要件として、現行の四年を二年に短縮する。（第四条第二項第四号関係）

㈠　二級建築士になる前の実務の経験を含めた実務の経験を八年以上有する者

㈡　高等学校等において建築科目を修めて卒業した者であって、㈠の実務の経験を卒業後六年以上有するもの

ロ　在学中の受験を可能にすることによる受験資格の拡大

大学等に在学する者のうち、一級建築士試験が行われる日の属する年度の末日までに当該大学等を卒業する見込みがある者（同日までにその在学する専門職大学の前期課程を修了する見込みがある者を含む。）であって、当該大学等において国土交通大臣の指定する建築科目の単位を修得しているものは、一級建築士試験を受けることができるものとする。（第十四条第二号関係）

⑵　二級建築士及び木造建築士の資格要件の緩和

イ　免許を受けるために必要な実務経験期間の短縮

二級建築士又は木造建築士の免許を受けるために必要な実務の経験の期間について、現行の七年から四年に短縮する。（第四条第四項第四号関係）

ロ　在学中の受験を可能にすることによる受験資格の拡大

大学等又は高等学校等に在学する者のうち、二級建築士試験又は木造建築士試験が行われる日の属する年度の末日までに当該大学等又は高等学校等を卒業する見込みがある者（同日までにその在学する専門職大学の前期課程を修了する見込みがある者を含む。）であって、当該大学等又は高等学校等において国土交通大臣の指定する建築科目の単位を修得しているものは、二級建築士試験及び木造建築士試験を受けることができるものとする。（第十五条第二号関係）

ハ　試験を受けるために必要な実務経験期間の短縮

二級建築士試験又は木造建築士試験を受けるために必要とされる実務の経験の期間について、現行の七年から二年に短縮する。（第十五条第四号関係）

⑶　建築設備士の定義の見直し

「建築設備士」の定義に、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣が定める機関に登録されたものであることを追加する。（第二条第五項関係）

2　契約の適正化を図るための改正

⑴　契約書の相互交付義務の対象範囲の拡大

当事者による契約書の相互交付義務の対象となる契約の範囲について、現行の「延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築等に係る設計受託契約又は工事監理受託契約」から、その延べ面積等を問わず、建築士が行う設計又は工事監理に係る「設計受託契約又は工事監理受託契約」の全てに拡大する。（第二十二条の三の三関係）

⑵　見積書の作成等についての努力義務

イ　見積書の内容等を考慮する努力義務の明記

設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとする者は、ロの見積書の内容その他の契約に係る事情を考慮して、その設計又は工事監理の委託の内容に応じた適正な委託代金で契約を締結するよう努めなければならないものとする。（第二十二条の三の四関係）

ロ　設計等の業務に係る契約の見積書を作成する努力義務の新設

建築士事務所の開設者は、設計等の業務に係る契約を締結しようとするときは、報酬の算定の根拠を明らかにするための見積書を作成するよう努めなければならないものとする。（第二十四条の十関係）